

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項「地方公共団体は、国の教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方教育団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」に基づき、本市の教育の目指すべき姿と施策の方向性を示すため、教育全般に係る総括的な基本計画として策定するものです。

本市では、令和4年度から、市政運営の礎となる第六次富士市総合計画がスタートし、市民一人ひとりが自らの希望を実現し、いきいきと輝けるまち、富士山とともに輝く未来を拓くまちを築いていけるよう、施策を推進してまいります。

新たな教育振興基本計画においても、これまでの教育振興基本計画での積み上げを十分に生かしつつ、第六次富士市総合計画との整合性を図りながら、これからの教育環境に対応できる計画を策定してまいります。

今日の学校教育を取り巻く環境は、急速な情報化やAI技術の飛躍的な発展、新学習指導要領の実施、少子化による児童生徒数の減少、世界規模で拡大するコロナ禍での教育の機会確保、災害に対応した防災教育の推進など、大きく変化しています。さらに、いじめ問題や教職員の働き方改革、学校施設の老朽化等の継続的な課題も山積みです。

このような中、学校教育では、子どもたちが「学んだことを人生や社会に生かそうとする力」「実際の社会や生活で生きて働く力」「未知の状況にも対応できる力」を身につけ、社会に出てからも生かせるような教育の実現が求められています。

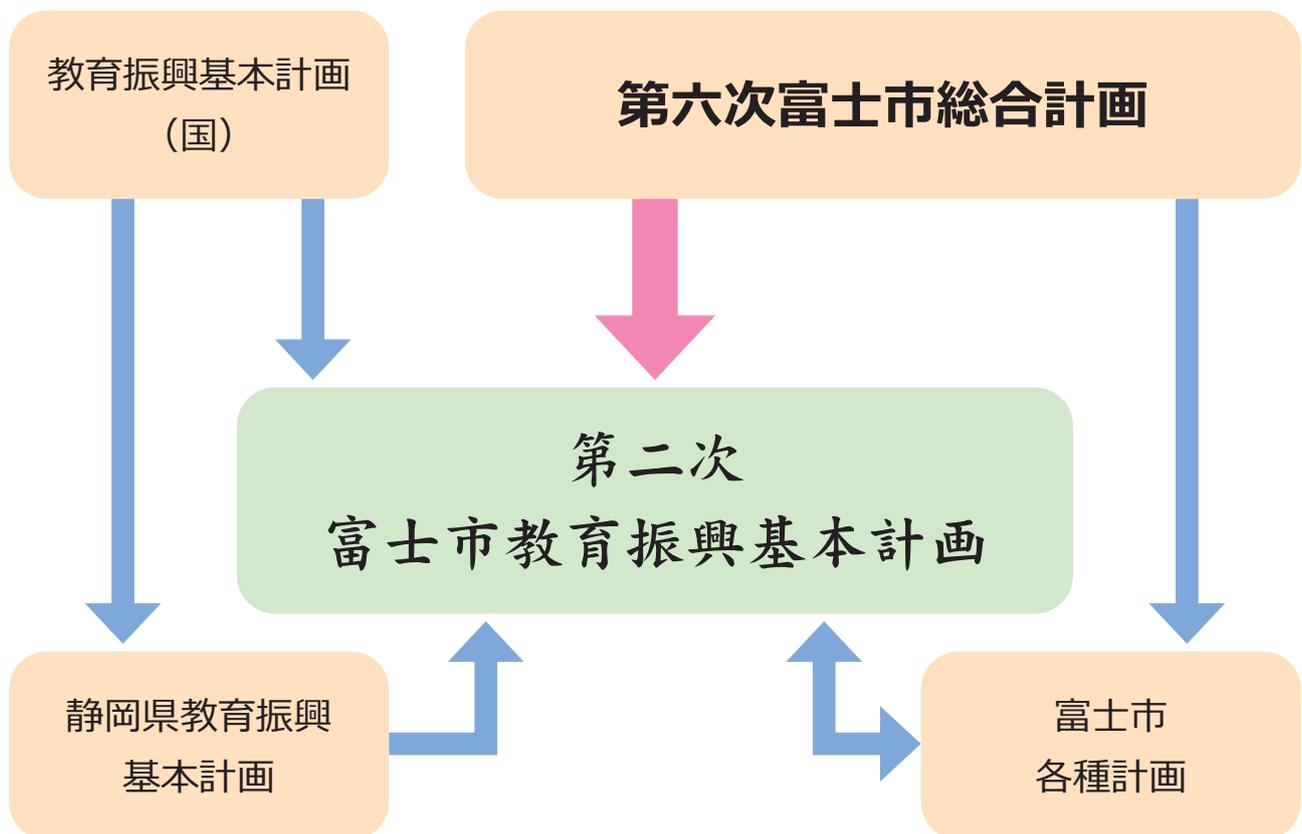
また、人生百年時代を迎え、一人ひとりが活躍し豊かに生きていくことができるよう、生涯にわたる学習や能力向上が必要と考えられています。

本市においては、教育課題に適切に対応し教育の質を確保するとともに、行政や学校、地域が協働し、教育活動の充実を図る取組を一体的に推進していくための指針として、本計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「第六次富士市総合計画」の第2章「次代を担うひとを育むまち」のうち、学校教育や社会教育の分野を具体的、系統的に示したもので、総合計画の部門的計画として位置づけられます。そして、教育基本法第17条に規定されているとおり、国の教育振興基本計画*¹及び県の教育振興基本計画*²とも整合性をもたせることによって、それぞれの計画を連携・強化していきます。

また、教育に関わる「第二次富士市子ども・若者育成支援計画」「第二期富士市子ども・子育て支援事業計画」など、本市の各種計画と連携を図っていくことにより、本計画の理念をより広い範囲に浸透していくとともに、各種計画との横の連携を深めることによって、本計画の施策の中でも実現できるよう目指してまいります。



*1 国の教育振興基本計画…教育基本法（平成18年法律第120号）に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第17条第1項に基づき政府として策定する計画。第3期教育振興基本計画は、計画期間を2018から2022年度までとし、「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」や「社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する」など、5つの基本方針を掲げている。

*2 県の教育振興基本計画…教育基本法（平成18年法律第120号）第17条に基づき、知事部局と教育委員会が連携して、静岡県が4年間（2022～2025）に取り組む教育の主要施策をまとめた計画。「『有徳の人』の育成～誰一人取り残さない教育の実現～」を基本理念とし、施策を推進している。

3 計画の期間と進行管理

これまでの教育振興基本計画は、第五次富士市総合計画の実施期間に合わせて、平成23年度から平成32年度の10年間を見据えた計画として策定しました。第二次となる本計画も、基本計画（第Ⅰ部）を令和4年度から令和13年度までの10年間を見据えた計画とし、実施計画（第Ⅱ部）については、令和4年度から令和8年度までの5年間の計画とします。

そして、令和8年度には、計画の進捗状況やその時点での学校や地域の実態、社会情勢や教育を取り巻く環境、国や県の動向などを踏まえ、実施計画を見直し、令和9年度から13年度までの後期計画を策定します。

本計画に基づき、単年度の計画である「富士市の教育行政一方針と施策」を、年度当初に策定していきます。また、教育委員会の自己点検・評価の結果を活用し、本計画の進捗状況を把握し、改善に努めていきます。

【構成の期間とPDCA】

	2022 R 4	2023 R 5	2024 R 6	2025 R 7	2026 R 8	2027 R 9	2028 R 10	2029 R 11	2030 R 12	2031 R 13
第二次 富士市 教育振興 基本計画	基本計画									
	前期実施計画（5年間）					後期実施計画（5年間）				
富士市の 教育行政	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
自己点検 ・評価	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤

【計画の相互関係】

